

平成25年度開設予定大学等一覧（判定を「不可」とするもの）

1 大学院大学を設置するもの 1校 1研究科 1専攻

平成24年6月

区分	大学名	研究科名 専攻名	入学 定員	位置	設置者	理由	備考
私立	統合医療大学院大学	統合医療学研究科 統合医療学専攻 (M)	人 24	東京都新宿区	学校法人 統合医療学院 申請者 学校法人統合医療学院 設立準備委員会	(別紙のとおり)	

統合医療大学院大学を「不可」とする理由

学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第1項、第102条第1項、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第1項及び第2項、第36条第1項及び第3項、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第3条第1項、第11条第1項、第19条並びに第24条第1項に基づき「不可」とする。

主に医療職等の社会人学生を対象として「統合医療学の確立と、統合医療を担う人材を育成」することを目的とする学部を置かない大学院大学を設置する計画であるが、以下に示すとおり、設置の趣旨・必要性、設置の目的を実現するための教育課程及び施設・設備等について、多くの点で曖昧さを残し、総じて準備不足であるため、大学院教育を提供できるものとは認められない。

1. 設置の趣旨・必要性、及び教育課程について

本大学が扱う学問分野として掲げられている「統合医療学」については、大学としてその定義や概念を明確に示す必要があるにもかかわらず、申請書類の中で「定義や学理は未完成の状態」、「現代科学では説明のできない部分があり、効果についても現段階では臨床的に有効とされるものの科学的立証ができない要素も含んでいる」とした上で、大学設立の主目的として「『統合医療学』の確立」、「統合医療の効果を実証するエビデンスづくり」を掲げている。

しかし、本大学が確立した学問分野として明確に示し得ていない「統合医療学」を体系的に学生に教授すること、並びに修了時に統合医療学に関する知識・能力の証明として「修士（統合医療学）」を授与することが可能とは認められない。

学校教育法第104条では、大学は、文部科学大臣の定めるところにより、大学院の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を授与するものとしている。また、中央教育審議会答申『我が国の高等教育の将来像』では、学位について、「国際的通用性のある大学教育または大学院教育の課程の修了に係る知識・能力の証明として、学術の中心として自律的に高度の教育・研究を行う大学が授与するという学位の本質は、国際的に共通理解となっている」としている。

このような学位の趣旨を踏まえると、学位を授与するにあたってのプロセス、すなわち教育課程は、学位を授与するにふさわしい水準で体系的に編成されていなければならない。これは、大学院設置基準第11条第1項でも明確に規定しているところである。

しかしながら、本大学における教育課程においては、研究科・専攻名称及び学位に付記する専攻分野の名称として掲げている「統合医療学」について、その概念が明確に位置づけられるべきであるにもかかわらず、先に指摘したように、大学としてその概念的・学術的構成要素を明確に示していない。加えて、「統合医療学」を掲げてい

るにもかかわらず、伝統医療や補完代替医療に関する内容を個々の科目ごとに教授するだけの内容となっている授業科目がほとんどであり、各授業科目間の関連性が不明確であるなど、教育課程が体系的に編成されているとは言い難い。

また、大学院においては、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」（学校教育法第99条）ことを目的とする必要があるとともに、修士課程においては、「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培う」（大学院設置基準第3条）ことを目的とする必要がある。しかしながら、示されている教育課程においては、単なる伝統医療、補完代替医療の解説にとどまっている授業科目が多く見受けられることから、大学院修士課程として相応しい水準・内容とは言い難い。

その外にも、

- ・ 実習科目について、例えば、「アーユルヴェーダ実習」、「鍼灸実習」、「食養・食療実習」、「温泉療法実習」などの科目については、総じて体験型の内容となっており、大学院修士課程として相応しい水準・内容とは見受けられない。加えて、「アーユルヴェーダ実習」では3日間の絶食を体験し、「鍼灸実習」では相互に灸のやり方を学ぶ内容となっているが、実習を受ける学生の安全性の確保に十分な配慮がなされているとは認められない。
- ・ 上記の実習科目を集約したと思われる「夏期実技実習」に関して、示された時間割では複数の実習科目について、大学設置基準第21条で定める授業時間が満たされていない。また、本実習は2週間の合宿形式による計画であるが、本大学が受入れを想定する学生が主に社会人であることから時間の制約上、参加が容易でないばかりでなく、大学設置基準上必要な授業時間以外の学修時間の確保が困難であると考えられる。
- ・ 研究指導科目である「特別研究」については、実施体制、実施内容等が不明確であり、特に、大学院修士課程として研究能力を培うための指導の過程が明確でない。

といった問題点がある。

以上のことから、同専攻における教育課程を履修することによっては、学校教育法第99条第1項の「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与する」、大学院設置基準第3条第1項の「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培う」、同11条第1項の「大学院は、当該大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする」、大学設置基準第21条第2項の「実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする」の各要件を満たしているものとは認められない。

2. 施設・設備について

本大学は、東京都新宿区に借用により3階建ての校舎を設ける構想であるが、施設が狭隘であることから、学長室は会議室を、図書館は多目的交流室を兼ねる計画となっている。また、大学設置基準上必置である医務室、学生自習室、学生控室は図面上示されていない。

通常、演習や研究指導においては、学生がレジュメや参考文献等、必要な資料を準備する機会も多くあり、その際は、予習をする自習室、文献を調べ、精読する図書館、作業をするスペース等が極めて重要である。また、授業以外でも、同じ学問を修めようとする仲間として、学生控室等で種々の情報を交換し合い、意見を交わすことは、自身の教育研究に係る学問的素地の形成を図るための重要な機会である。この点、図書館及び多目的交流室はそれぞれの目的を考慮すると1室にまとめることは適切ではないと言わざるを得ない。さらに、示されている対象年次・時期ごとの時間割では同一時間帯に複数の科目が重複する計画となっているが、講義室は1室しかないことから、授業の実施にあたり学生の履修上問題が生じることは明らかである。

以上のことから、大学設置基準第36条第1項において必置となっている諸施設に関して所期の機能が十分に発揮されるような状態とは認め難く、かつ同条第3項の「教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備える」、大学院設置基準第19条の「大学院には、当該大学院の教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えるものとする」、及び同基準第24条第1項の「独立大学院は、当該大学院の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有するものとする」の各要件を充たしているものとは認められない。

3. その他

学校教育法第102条、及び学校教育法施行規則第155条で規定される大学院の入学資格は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力がある者とすることを前提としている。しかし、本大学への入学資格に関し、申請書類においては「①医師、看護師、薬剤師、鍼灸師、按摩師、理学療法士など、医療職の資格保持者、②管理栄養士、食養生系各種学校の師範相当者、③法人、企業、行政などから推薦されている社会人、④学士相当の実力を有し、22歳以上で教務委員会の認めた者」と説明されている。この中には、大学の卒業を必ずしも要件としない医療職の資格もあることから、当該資格保持者であることをもって直ちに入学資格があるとは認められず、また、食養生系各種学校の師範相当者や法人等から推薦されている社会人についても、対象者の範囲について法令の趣旨に明確に添った条件付けがなされていない。

よって、学校教育法第102条第1項及び同施行規則第155条第1項に規定する要件を明確に満たしているとは言い難い。

統合医療大学院大学を「不可」とする理由の根拠法令

【学校教育法】（昭和22年3月31日法律第26号）

(大学院及び専門職大学院の目的)

第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 (略)

(大学院の入学資格)

第一百零二条 大学院に入学することのできる者は、第八十三条の大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。ただし、研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を、修士の学位若しくは第百零四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者としてすることができる。

2 (略)

【学校教育法施行規則】（昭和22年5月23日文部省令第11号）

第一百五十五条 学校教育法第九十一条第二項 又は第一百零二条第一項 本文の規定により、大学(短期大学を除く。以下この項において同じ。)の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第七号及び第八号については、大学院への入学に係るものに限る。

一 学校教育法第百零四条第四項 の規定により学士の学位を授与された者

二 外国において、学校教育における十六年(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程(当該課程に係る研究科の基礎となる学部の修業年限が六年であるものに限る。以下同じ。))又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十八年)の課程を修了した者

三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十六年(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十八年)の課程を修了した者

四 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における十六年(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十八年)の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

五 専修学校の専門課程(修業年限が四年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

六 文部科学大臣の指定した者

七 学校教育法第一百零二条第二項 の規定により大学院に入学した者であつて、当該者をその後

に入学させる大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

- 八 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、二十二歳（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、二十四歳）に達したもの
- 2 (略)

【大学設置基準】（昭和31年10月22日文部省令第28号）

（単位）

第二十一条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

- 2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
- 一 (略)
- 二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。
- 三 (略)
- 3 (略)

（校舎等施設）

第三十六条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

- 一 学長室、会議室、事務室
- 二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）
- 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室
- 2 (略)
- 3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。
- 4～6 (略)

【大学院設置基準】（昭和49年6月20日文部省令第28号）

（修士課程）

第三条 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

- 2～3 (略)

（教育課程の編成方針）

第十一条 大学院は、当該大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 (略)

(講義室等)

第十九条 大学院には、当該大学院の教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えるものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りではない。

第二十四条 独立大学院は、当該大学院の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有するものとする。

2 (略)